

第3回 BeachClean in 元猿海岸 出店要項

1. 開催日程等

- (1) 開催日時 令和8年6月27日(土) 9時30分から受付、10時から開会式
- (2) 開催場所 元猿海岸駐車場
- (3) 主催者 NPO 法人おおいた環境保全フォーラム、蒲江地域創生支援協議会、
蒲江地域コミュニティ協議会
- (4) 連絡先 蒲江地域創生支援協議会 事務局：佐伯市蒲江振興局内
電話番号：0972-42-1112（直通）
FAX 番号：0972-42-1119
- (5) 募集期間 令和8年5月29日(金)～令和8年6月12日(金)

2. 出店内容

- (1) 営業時間 **令和8年6月27日(土)**
【昼まで】9：30～12：00（目安）
- (2) テント及びキッチンカーでの飲食物等の販売
出店場所：元猿海岸駐車場
出店数：3店舗(内キッチンカー3台、またはテント3区画)
出店料：無料
区画：1小間（2.7m(前面)×3.6m(奥行)）
出店者：市内の出店者を優先させていただき、余剰の小間が出た場合は、市外からの出店も可能とします。
※各1小間が原則ですが、調理スペース等の問題で、どうしても2小間が必要な方は、事前(申込前)にご相談ください。
- (3) テントでの販売
 - ・1小間は、2.7m(前面)×3.6m(奥行)です。
 - ・主催者は、場所の提供のみを行います。
 - ・テント及び長机、椅子、ウエイト（20 kg）、そのほか必要資材は出店者で用意していただきます。
 - ・煙を発生させる店舗については、申込時にお知らせください。
 - ・電気を必要とする出店者は各自で電源の確保をお願いします。
 - ・発電機の持ち込みを行う予定の出店者は、申し込みの際にお知らせください。
- (4) キッチンカーでの販売
 - ・1小間は、キッチンカー1台分です。
 - ・1団体1台分のみです。
 - ・キッチンカーのサイズをお知らせください。
 - ・主催者は、場所の提供のみを行います。
 - ・キッチンカー、電気等の必要資材は出店者で用意していただきます。

(5) 出店当日について

- ・ 飲食品を取り扱う店舗は、保健所への一時営業許可申請を各自で行ってください。
販売可能な飲食品については保健所へ確認してください。事故等があった場合の責任は負いかねます。
- ・ 出店者の駐車場は、元猿海岸駐車場を利用してください。(駐車許可証有)
※ 駐車台数に限りがあるため、1 出店者につき 1 台までです。
- ・ イベント終了後の各店舗の売上げ報告は不要です。
- ・ 出店場所(小間割り)については、事務局にてくじで決定させていただきます。
※ 煙を発生させる店舗については、出店場所を調整させていただくことがあります。
※ 説明会は行いませんので、ご不明な点などございましたら事務局までご連絡ください。

★準備・引き上げについて

◎ テント設営の場合

(準備) 元猿海岸駐車場に駐車し、台車等で荷物を運んでください。

～9 : 00 までは会場内での、一時的な荷下ろし作業は可能です。

※ 本部開設は 8 : 10 からですが、それより前の準備も可能です。

(引き上げ) イベント終了時に駐車場の混雑が予想されます。お客様の退下が落ち着くまで車両等の移動を控えていただくようご協力をお願いします。

◎ キッチンカーは 9 : 20 までに入ってください。

引き上げについては上記のとおりご協力をお願いします。

(6) 出店料 無料

(7) ゴミの処理について

各店舗で発生したゴミにつきましては、各自でお持ち帰りいただくなど、責任を持って処理していただきますようお願いいたします。

(8) 禁止事項・注意事項

- ・ 申請者の名前は当日、現場で出店を行う方のお名前にて申請してください。相違があった場合は理由を伺い、場合によっては出店をお断りする場合があります。
- ・ 申請いただく住所、電話番号について、必ず連絡の取れるものを記入ください。
- ・ 決定した出店場所の出店者間による移動変更はできません。
- ・ 小間の又貸しは禁止します。
- ・ 出店スペースの拡幅(陳列棚等を小間からはみ出して設置すること)は禁止します。
- ・ 火気を使用する場合は、消火器(10 型以上)の準備をお願いします。
- ・ 火気を使用する店舗は、防火板を敷くなどの防火養生を行ってください。
油や液体物等を扱う店舗は、各自で路面等の保護材の設置を必ず行ってください。
- ・ イベント終了後、各自使用した場所の清掃を必ず行ってください。
路面(地面)の汚れが目立つ場合は、次回からの出店をお断りする場合があります。
- ・ 出店を辞退される場合は、6/24 までに必ず事務局まで申し出てください。

無断で出店を取り止めた場合は、次回からの出店をお断りする場合があります。

3. その他

- ・ 要項、誓約書の諸事項を必ず確認しましょう。
- ・ 酒類の販売は可能です。取り扱う際は保健所へ許可申請を各自で行ってください。
- ・ ルールを遵守して、一緒に楽しくイベントを盛り上げましょう。
- ・ **出店者説明会はいりません。ご不明な点などございましたら事務局までご連絡ください。**

【後日送付書類】*説明会終了後に送付します。まつり当日必ず持参ください。

- ① 駐車許可証(1 事業者1台です。)
- ② 店舗配置図(事務局で抽選結果を基に作成します。)

【問い合わせ先】

蒲江地域創生支援協議会

事務局：佐伯市蒲江振興局内

電話番号：0972-42-1112（直通）

FAX 番号：0972-42-1119

担当：鳴海（蒲江振興局地域振興課）